

## 変更・追加・更新要領

財団法人日本建築防災協会  
住宅等防災技術評価委員会  
平成16年11月1日制定

### 1. 変更・追加

- (1) 変更・追加は住宅等防災技術評価制度要綱第5条から第13条までの規定を準用して審査を行う。
- (2) 住宅等防災技術評価制度要綱第14条の規定における軽微な変更内容とは、単なる企業名・工法名変更等とし、技術の内容や企業体制等の変更を伴わないものとする。なお、技術評価委員会の判断により難しいときは、依頼者と防災協会の協議によることとする。
- (3) 依頼者が希望する場合、更新に関する審査も併せて行なう。

### 2. 更新

- (1) 更新は評価要綱第15条に定められた要領により審査を行う。
- (2) 住宅等防災技術評価委員会で評価した内容に基づき、下記の事項を審査する。
  - 使用実績状況
  - 評価技術の適用状況
  - 設計施工指針の改訂を要するような問題点発生の有無
  - 技術内容変更の必要性の有無（現状の技術に照らした見直し等）
- (3) 提出資料
  - 技術評価更新依頼書（別紙様式6-1）
  - 技術の使用実績等の概要説明書（別紙様式6-2）
  - 期間中の使用実績概要（別紙様式6-3）
  - 設計・施工例（設計図書、施工計画書、品質管理シート等）および設計施工指針等との適合性比較表（別紙様式6-4）
  - 変更または追加がある場合は、変更または追加の箇所がわかる資料（変更または追加の一覧、修正後の設計施工指針等）
  - その他必要な資料